

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の素案について

1 趣旨

食品の安全・安心確保に向けて、生産者、事業者、消費者及び行政（関係課及び保健所設置市を含む。）が連携しながら取り組んできた「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」（以下「プラン」という。）の取組期間が、令和 8 年 10 月末で終了することから、これまでの取組の成果と課題等を踏まえて改定する。

2 素案の概要

(1) 位置付け

食品の安全性確保のための計画（安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン 領域「治安・暮らしの安全」の「食品の安全・安心確保対策」に関する分野別計画）

(2) 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度（5 年間）

(3) 対象

生産者、事業者、消費者及び行政

(4) あるべき姿

みんなで創る、安全な食品を安心して食べることができる社会

(5) 素案の構成

第 1 章 基本方針

I 趣旨

II 基本的な考え方

- (1) 基本方針の位置付け
- (2) あるべき姿
- (3) 領域の設定と目指す姿
- (4) 基本的な視点
- (5) 行政、生産者・事業者及び消費者の役割
- (6) 基本方針及び推進プランの方向性
- (7) 食品の安全に関する現状と課題

第 2 章 推進プラン

領域 I 安全な食品の提供

取組の柱① 衛生管理

- 1 生産段階での安全確保
 - (1) 安全な農産物の生産
 - (2) 安全な畜産物の生産
 - (3) 安全な水産物の生産
- 2 製造・加工・流通段階での安全確保
 - (1) 自主衛生管理の推進
 - (2) 監視指導体制の強化
 - (3) 食品検査体制の充実
 - (4) 輸入食品の安全対策の推進

取組の柱② 危機管理

- 1 危機管理事案の早期収束
 - (1) 危機管理体制の整備
 - (2) 危機管理対応の徹底

領域 II 安心感の醸成

取組の柱③ 食品表示

- 1 食品表示の正確な情報伝達
 - (1) 適正な食品表示の推進
- 2 食品表示の信頼性の確保
 - (1) 食品表示に対する監視指導の充実
 - (2) 食品表示活用の啓発

取組の柱④ リスクコミュニケーション

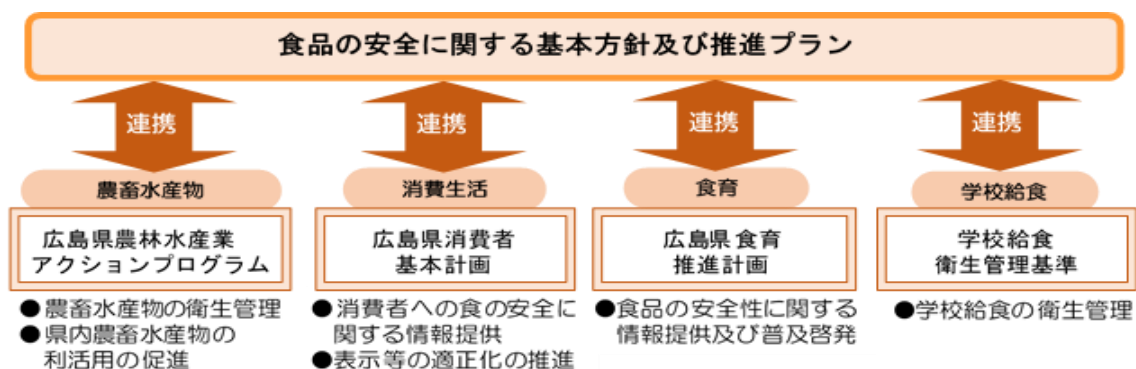
- 1 リスクコミュニケーションの推進
 - (1) 食品の安全性に関する情報発信の充実
 - (2) 生産者・事業者・消費者及び行政の相互理解の促進
 - (3) 消費者への正しい知識の普及

第 3 章 推進体制

- I 食品安全推進協議会
- II 県関係施策との連携
- III 他の自治体との連携
- IV 国との連携
- V 計画期間

3 他施策との連携

本プランの各取組の柱において、「衛生管理」では農畜水産物及び学校給食、「食品表示」では消費生活、「リスクコミュニケーション」では消費生活及び食育といった関連性の高い施策について、連携して取り組んでいく。



4 今後のスケジュール

	令和8年7月	8月	9月	10月	
常任委員会	●骨子案	●素案	●集中審議	●対応状況	改定
食品安全推進協議会	●骨子案	●素案			
その他		 パブリックコメント			

食品の安全に関する基本方針及び推進プランの全体概要

骨子案（整理済）

素案で整理

基本方針			推進プラン						
あるべき姿	領域	目指す姿	取組の柱	数値目標（指標）	取組の方向	基本施策	主な取組（強化する主な取組）	数値目標（目標値）	主な活動指標
みんなで創る、安全な食品を安心して食べることができる社会	安全な食品の提供	生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築されています。	衛生管理	○人口 10 万人当たりの食中毒患者数（人） ○一斉監視における HACCP に沿った衛生管理を実施している事業者の割合	生産段階での安全確保	① 安全な農産物の生産	(行 政) 農産物の生産・流通システムの工程管理の推進 (生産者) 農産物の安全性の確保	・人口 10 万人当たりの食中毒患者数（人） ○ <u>目標値：</u> <u>現状値（13.7）以下</u> ・一斉監視における HACCP に沿った衛生管理を実施している事業者の割合 ○ <u>目標値：100%</u> (現状値：－)	○農薬危害防止講習の実施
						② 安全な畜産物の生産	(行 政) 安全な畜産物の提供に向けた検査・指導等 (生産者) 家畜伝染病の発生予防		○牛飼育農家の立入検査実施率 ○鳥インフルエンザ疑患状況調査数
						③ 安全な水産物の生産	(行 政) 水産物の生産段階における衛生管理等の普及啓発及び貝類安全対策 (生産者) 安全で高品質なかきの提供		○貝毒行政検査検体数 ○かき出荷衛生対策講習会開催数
					製造・加工・流通段階での安全確保	④ 自主衛生管理の推進	(行 政) <u>HACCP 定着のための支援（講習会や監視指導における個別周知）</u> 広島県食品自主衛生管理認証制度の普及 (事業者) HACCP の定着		○食品衛生に関する人材育成のための講習会の開催数 ○広島県食品自主衛生管理認証新規件数
						⑤ 監視指導体制の強化	(行 政) 監視指導の実施 <u>HACCP 定着の確認（HACCP 実践に向けた丁寧な助言指導）</u>		○食品衛生監視指導実施率
						⑥ 食品検査体制の充実	(行 政) 規格基準、遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品等の検査の実施		○食品の試験検査検体数
						⑦ 輸入食品の安全対策の推進	(行 政) 輸入食品の監視指導の充実強化		○輸入食品の試験検査検体数
	安心感の醸成	流通している食品の正確な情報を簡単に入手できる仕組みが整備されており、安全な食品を安心して食べることができます。	危機管理	○自主回収事案における回収着手までの所要日数	危機管理事案の早期収束	⑧ 危機管理体制の整備	(行 政) <u>危機管理マニュアル作成等の支援（講習会やHPでの啓発）</u> (事業者) お客様相談窓口の設置と危機管理体制の構築	・自主回収事案における回収着手までの所要日数 ○ <u>目標値：1日以内</u> 現状値（R7）：平均0.4日	○危機管理マニュアル整備率
						⑨ 危機管理対応の徹底	(行 政) 食品衛生申請等システムによる回収報告の推進 (生産者) 迅速な自主回収への着手 (事業者) 迅速な自主回収への着手		○回収報告の食品衛生申請等システム活用率
			食品表示	○表示違反（不良）による回収件数（過去3年平均）	食品表示の正確な情報伝達	⑩ 適正な食品表示の推進	(行 政) <u>食品表示講習会の開催（表示ミス対策や事例紹介等内容の充実）</u> (生産者) 生産履歴証明の推進 (事業者) 食品表示の自主点検の強化	・表示違反（不良）による回収件数（過去3年平均） ○ <u>目標値：8件以下</u> 現状値（R5-R7）：22 件 ・食品表示一斉点検において改善指導を受けた施設の割合 ○ <u>目標値：25%以下</u> 現状値（R7）：54%	○食品表示講習会の開催数 ○適正表示推進者の育成数
						⑪ 食品表示に対する監視指導の充実	(行 政) <u>食品表示適正化推進月間の実施（表示ミス対策の注意喚起）</u>		○食品表示適正化推進月間の一斉監視施設数
				○食品表示一斉点検において改善指導を受けた施設の割合	食品表示の信頼性の確保	⑫ 食品表示活用の啓発	(行 政) 消費者への食品表示制度の広報 (事業者) 消費者への相談対応 (消費者) 店頭での表示確認		○食品表示ウォッチャーによる調査件数
			リスクコミュニケーション	○消費者における食品安全に関する知識の普及率	リスクコミュニケーションの推進	⑬ 食品の安全性に関する情報発信の充実	(行 政) 電子媒体等による情報提供の実施 (生産者) 産地からの情報発信の充実 (事業者) 消費者への情報提供の充実 (消費者) 積極的な情報収集の推進	・消費者における食品安全に関する知識の普及率 ○ <u>目標値：50%以上</u> 参考値：R5 消費者アンケート調査（知識の保有度調査） 食中毒予防3原則：47.2% 食品添加物の役割：42.5% 食品事業者の食品の安全確保への取組（HACCP など）：18.5% 食品表示の見方：58.6%	○電子媒体等を活用した情報発信の実施回数
						⑭ 生産者・事業者・消費者及び行政の相互理解の促進	(行 政) 食品のリスクに対する総合的な理解の推進 (生産者) 食品のリスクに対する総合的な理解 (事業者) 食品のリスクに対する総合的な理解 (消費者) 食品のリスクに対する総合的な理解		○意見交換会の開催数
						⑮ 消費者への正しい知識の普及	(行 政) <u>食品衛生に関する知識の普及啓発の強化（アンケート調査の機会を活用した啓発）</u> (消費者) 食品衛生に関する知識の習得		○消費者を対象とした講習会等の開催数 ○消費者向けの食品安全情報提供回数